

砂川市訓令第4号  
令和7年1月29日

令和6年度砂川市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

## 令和6年度砂川市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援として、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の支給を受けた子育て世帯に対し、経済的な負担を軽減するため砂川市（以下「市」という。）が行う特別給付金の支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金 令和6年度砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金支給事業実施要綱（令和7年訓令第1号）の規定により支給される給付金をいう。
- (2) 子育て世帯 平成18年4月2日から令和7年3月31日までに生まれた児童（以下「加算給付対象児童」という。）が属する世帯をいう。
- (3) 住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金 物価高騰による経済的な負担を軽減するために、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の支給を受けた子育て世帯に対し、市によって贈与される給付金をいう。

### (支給対象者)

第3条 住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金（以下「加算給付金」という。）の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の支給を受けた子育て世帯の世帯主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、すでに加算給付金の対象となった児童及び他の市区町村において同様の給付金の対象となった児童は、加算給付金の対象から除くものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を支給対象者とする。
- 4 配偶者その他の親族からの暴力等を理由に避難している者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

#### (支給額)

第4条 加算給付金の支給額は、加算給付対象児童1人当たり2万円とする。

#### (支給の方法等)

第5条 加算給付金の支給を受けようとする者は、令和6年度砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金事業実施要綱第5条第1項の規定による住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）の提出又は住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金申請書（請求書）（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により申請（以下「確認書の提出等により申請」という。）しなければならない。

2 支給対象者に対する市による加算給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第2号に掲げる方式は支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 口座振込方式 市が確認書に記載し、又は支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 現金受領方式 市が確認書の提出等により申請を受けた窓口で現金を交付する方式

#### (代理人による申請)

第6条 代理人として確認書の提出等により申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
  - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
  - (3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの
- 2 代理人が確認書の提出等により申請をするときは、当該確認書又は当該申請書（以下「確認書等」という。）の代理人への委任欄を記載するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出を求める事等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- 3 市は、代理人が第1項第1号の者にあっては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

#### (申請期限)

第7条 確認書の提出等により申請を行うことができる期限は、市長が別に定める日とする。

#### (支給の決定等)

第8条 市長は、確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、加算給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により加算給付金の支給を決定したときは、当該支給対象者に対し加算給付金を支給する。

#### (加算給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、加算給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等

の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかつた場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、支給対象者から第7条の申請期限までに確認書の提出等により申請が行われなかつたときは、やむを得ない場合を除き、支給対象者（その代理人も含む。次項において同じ。）が加算給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定による支給決定を行つた後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、やむを得ない場合を除き、支給対象者が加算給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により加算給付金の支給を受けた者に対し、当該加算給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 加算給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この訓令の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年1月29日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。

## 別記(第3条関係)

### 1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(女性相談支援センター一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。)又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)等当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第2項に規定する接近禁止命令又は同法第10条第2項に規定する退去等命令が出されていること。

② 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関及び関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともにに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合等当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

### 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、市における支給対象

者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が執られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入

所等障害者・高齢者」という。)であって、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における支給対象者とする。ただし、市が入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。

#### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスや事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市の住民基本台帳に記録されたときは、市における支給対象者とする。

#### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における支給対象者とする。

別記第1号様式(第5条関係)

住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金申請書(請求書)

支給市区町村

砂川市長 様

市区町村  
受付印

【誓約・同意事項】

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、□を入れてください。※全てにチェックが入らないと支給できません。

住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金(以下、本加算給付)の支給要件(※)に該当します。  
※本加算給付の支給対象となるには、以下のすべてに該当し、平成18年4月2日以降に生まれた児童を扶養していることが必要です。

- 住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の受給者である。  
本加算給付の対象児童は、令和6年度分の住民税所得割が課されていない。
- 本加算給付の支給要件の該当性等を審査等するため、砂川市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、砂川市において本加算給付の支給決定をした後は、本加算給付の請求書として取り扱います。
- 砂川市が本加算給付の支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、砂川市が指定した日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合に、本加算給付が支給されないことに同意します。
- 本加算給付の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本加算給付の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本加算給付を返還します。

※本加算給付は、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の支給を受ける世帯のうち、子育て世帯への加算です。

**1. 申請・請求者 (住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の受給者)**

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ( )

**2. 受取方法**(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金口座への振込を希望します。  
(下記の【受取口座記入欄】の記載および通帳の写しは不要)
- イ 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望  
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)						
				1普通	2定期	3信託	4信連	5農協	6漁協	7信漁連
金融機関コード		支店コード		1	2	3	4	5	6	7

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

(次ページも必ずご確認ください。)

### 3. 加算給付対象児童

加算対象に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・ 別居の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

○対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。

- ア 令和6年12月13日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）  
イ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和6年12月14日以降に生まれた新生児  
ウ 令和6年12月13日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）

※すでに砂川市もしくは他市区町村から住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金又は同様の給付金を受給している児童、もしくは、それらの加算給付の対象となった児童は対象外です。

#### 4. 申請額・請求額（「3. 加算給付対象児童」に記載の人数）

対象児童数 人 申請額・請求額 円

※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円となります。(例)対象児童数3人の場合:20,000円×3人=60,000円

#### 【代理確認・受給を行う場合】

提出書類

- ## □ 『住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。)

※住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金支給口座への振込みを希望した場合は不要です。

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

【児童と別世帯の場合は以下のものが必要です】

- 令和6年12月13日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合  
申請・請求者の世帯の状況、加算給付対象児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)  
①扶養親権者と同一世帯に在住する旨の届出書類  
②扶養親権者と同一世帯に在住する旨の届出書類

\*戸籍謄本及び住民票の写し(コピー)をご用意ください。

- 令和6年12月14日以降に出生したが、別居している児童の加算給付を申請する場合  
申請・請求者の世帯の状況、加算給付対象児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)

\*戸籍謄本及び住民票の写し(コピー)をご用意ください。

※ご提出の前に、【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備がないかご確認ください。  
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給できません。)